

## 現場を重視する認定支援機関

中小企業金融円滑化法の期限到来から、3 か月が経ちました。中小企業の経営者の方々には、お変わりないでしょうか。

金融機関の方々にもお聞きしましたが、「経営改善計画の策定を専門家に依頼した。」等、何らかの行動を起こした中小企業はあまりないそうです。

認定支援機関になっている公認会計士、税理士が少ないという面と、円滑化法なき後も返済猶予は継続されているから中小企業が自ら動こうとしないという面の両面があると考えられます。しかし、行動は経営者の皆さまから始めるべきである、私は思います。

経営者の皆さまが、「ウチの会社の将来をこういう風に考えるから、金融機関さん、一丸となって支援してもらえませんか。ついては、あんなこと、こんなことを着実に実行していきます。」と積極的に働きかけないと状況を改善させることは厳しいのではないのでしょうか。

**認定支援機関**として、申請書類を作成するだけでは十分ではないと考えます。

経営者からお話を聞く、わからなければ現場を見る、金融機関を交えて打ち合わせをする。こういう姿勢を大事にしたいと思います。

税務顧問をさせていただいている先は状況がわかっているのである程度端折ることができますが、経営改善計画の作成からお付き合いが始まる経営者の皆さまには、いろいろと教えていただかないことには、現状が正確に把握できません。

**企業再生、経営改善のために、国が私企業に対して支援してくれる、またとない機会です。**

この制度がいつまでも続くとは、考えられません。

いつ行動を起こすのですか。今でしょ！